

別紙

諮問第1778号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会が、令和〇年〇月〇日付（都公委第〇号）で受理した苦情（令和〇年〇月〇日〇時頃に警視庁高速隊の白黒パトカーが一定範囲の場所で、〇〇で走行していた件）について、警視庁が、「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」の通達に基づき、取扱所属長が広報課長に対して、調査及び措置の結果を回答した文書」（以下、「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和6年4月11日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年9月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同日（第237回第三部会）から同年4月20日（第239回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件不開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求文書は、特定の苦情に関して作成された公文書の開示を求めるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号及び同条6号に規定する情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った。

イ 苦情の処理手続について

実施機関によると、東京都公安委員会宛てに文書による苦情の申出があった場合、東京都公安委員会室から当該苦情に係る取扱いのあった所属の長（以下「取扱所属長」という。）に対し、警視庁総務部広報課長（以下「広報課長」という。）を経由して、苦情等の写しが送付され、送付を受けた取扱所属長が必要な調査及び措置を行った上で、その結果を広報課長を経て警視総監に報告し、警視総監が東京都公安委員会に調査結果等を報告する手続となっているとのことである。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

(ア) 本件請求文書の存否応答拒否の該当性について

審査請求人は、条例7条2号該当性について、個人識別可能性については否定しないものの、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」という個人の権利利益（以下「個人の権利利益情報」という。）についての記載が曖昧不明確である旨主張する。また、条例7条6号該当性についても、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることが、抽象的な可能性にとどまっており、法的保護に値する蓋然性が不明である旨主張している。

実施機関は、本件請求文書は、「特定日時及び特定所属の警察車両、一定範囲の場所、特定の行為が行われた状況」（以下「特定状況」という。）に対する苦情についての文書であり、本件請求内容は、公文書を特定するための単なる文言にと

どまることなく、それ自体が、苦情の申出内容の一部を構成するような記載であるととも、苦情の概要を推測させるものであることから、条例7条2号に該当する旨説明する。

審査会が本件請求内容を確認したところ、開示請求書に特定の個人名等の記載はないものの、特定の個人が特定状況に関し、東京都公安委員会に苦情を行ったことを前提として、当該苦情についての調査及び措置の結果を回答した文書の開示を求めるものと認められた。また、本件請求内容は、特定状況を目撃した者や、特定状況についての目撃談を聞いた者等の一定範囲の者（以下単に「一定範囲の者」という。）でなければ、通常、知り得ない情報に基づき開示請求されたものであり、本件請求文書の存否を答えることは、一定範囲の者においては苦情申出者が識別され得るものと認められる。

よって、本件請求文書の存否に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号前段所定の個人識別情報に該当する不開示情報を開示することとなるため、同号後段所定の個人の権利利益情報及び条例7条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

#### (イ) 本件理由付記の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定通知書の開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由に付記された内容（以下「本件理由付記」という。）が、詳述されていない旨主張する。

審査会が本件理由付記を確認したところ、本件請求文書の存否を答えることにより、特定内容の苦情を警視庁が受理した事実の有無が明らかになるという具体的な事情が記載されている。また、条例7条2号該当性及び同条6号に係る支障の内容が明確に記載され、本件請求文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨が記載されている。

したがって、本件理由付記は、条例13条1項に規定する、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものと認められることから、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ